

農業集落排水使用料改定 なるほどQ&A

Q1

使用料は改定後上がりますか？ 下がりますか？

A1

2か月あたりの使用水量が次の表を超えると、改定前に比べ使用料は上がります。表の水量より少ない場合は下がります。水道の検針票をご確認いただき、節水をお願いします。

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
31㎡	39㎡	47㎡	55㎡	63㎡	71㎡

Q2

使用料はいくらになりますか？

A2

町ホームページに、「使用料早見表」のほか、シミュレーションが出来る「自動計算表」を作成しましたので、是非ご利用ください。ご不明な点は、検針票をお手元にご用意いただき、お問い合わせください。

Q3

いつから使用料は変わりますか？

A3

【水道の検針が偶数月のかた】

令和6年3月分（4月請求）まで従来の定額制での請求となり、令和6年6月検針分（7月請求）から従量制で算定し、水道料金と合わせて2か月に1度の請求に変わります。

【水道の検針が奇数月のかた】

令和6年4月分（5月請求）まで従来の定額制での請求となり、令和6年7月検針分（8月請求）から従量制で算定し、水道料金と合わせて2か月に1度の請求に変わります。

Q4

十条（沼上）処理区に加入しています。公共下水道になると聞きましたが、使用料はどうなりますか？

A4

現在、十条・沼上処理区を公共下水道へ接続する工事を行っており、令和5年4月1日に公共下水道として供用を開始する予定です。使用料は、令和5年度までは従来の定額制を維持し、令和6年度から従量制に変わります。

Q5

井戸を使用しています。使用料はどうなりますか？

A5

井戸水などの水道水以外の水を使用しているかたについては、使用人数に応じて、排水量を認定することになりますので、事前に下記担当宛に届出をお願いします。

Q6

散水に水を使用することが多く、排水設備へあまり流していません。使用料はどうなりますか？

A6

散水などが多く水道の使用量と実際に排水する量が著しく異なる場合には、排水量を計測する下水メーターを設置して、使用料を算定することができます。ただし、下水メーターの新規設置費用の一部及び8年毎の交換費用については使用者に負担していただくことになりますので、費用対効果を十分に勘案して設置をご検討ください。なお、設置に係る事前相談や申請受付等は令和5年度を予定していますので、改めてご案内します。

ホームページ
QRコード

水道加入金・公共下水道受益者負担金を改定します

水道加入金（税別・1給水装置につき）R4.10.1～			公共下水道受益者負担金 R6.4.1～	
メーター口径区分	改定前	改定後	改定前	改定後
13ミリメートル以下	95,239円	100,000円	[均等割] 対象地1か所につき33万円	町が設置する 「公共ます」 1基あたり50万円
20ミリメートル以下	200,000円	210,000円		
25ミリメートル以下	523,810円	550,000円	[面積割] 400㎡を超える場合は面積 1㎡につき200円	
30ミリメートル以下	857,143円	900,000円		
40ミリメートル以下	1,819,048円	1,920,000円		
50ミリメートル以下	3,285,715円	3,450,000円		
75ミリメートル以上	随時町長が定める	町長が別に定める		

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

3 農業集落排水使用料改定

令和6年4月1日から農業集落排水使用料を改定し、世帯人員により使用料を算定する方式（定額制）から公共下水道と同様に、水道の使用量により使用料を算定する方式（従量制）に変わります。

これにより、使用料は使用した分だけの負担となり、節水努力を使用料に反映できるほか、水道料金と合わせた支払いができるようになり利便性が高まります。

農業集落排水では、現在、施設の維持管理に要する経費を使用料で賄っているため、改定後も全体の使用料水準は変わりませんが、従量制への移行に伴い各世帯（事業所）では使用水量により使用料が変わるようになります。

一部使用水量の多い世帯（事業所）では使用料が上がるがありますが、急激な負担の増加に配慮し、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間については、段階的に使用料が上がるよう激変緩和の制度を設けます。激変緩和制度終了後は、公共下水道と使用料体系が同一になります。

農業集落排水使用料（税別・1か月につき）

定額制【改定前】			従量制【改定後】			
区 分	基本使用料月額 （1世帯あたり）	人数割月額 （1人あたり）	区 分	使用料		
一般家庭用 共用	1,943円	486円（家族）	基本使用料		800円	
	1,943円	486円（入居者）	従量使用料 （1㎡につき）	1㎡～10㎡	100円	
飲食店・理容業	3,886円	486円（家族） 239円（従業員）		11㎡～30㎡	120円	
		486円（家族） 239円（従業員）		31㎡～50㎡	130円	
事務所等	1,943円	486円（家族） 239円（従業員）		51㎡～100㎡	160円	
				101㎡～200㎡	180円	
				201㎡～500㎡	200円	
				501㎡～1,000㎡	220円	
				1,001㎡～	230円	

【改定のポイント】

- ・月々の使用水量に応じた従量制の使用料体系に改めます。
- ・使用料は、区分・金額ともに改定後の公共下水道使用料と統一します。

農業集落排水使用料の比較例（税込・2か月につき）

世帯人員	使用水量	改定前使用料	改定後使用料 R6.4～	改定後使用料 R7.4～	改定後使用料 R8.4～
1人世帯	10㎡（少なめ）	5,342円	2,860円		
	20㎡（ふつう）		3,960円		
	30㎡（多め）		5,280円		
2人世帯	25㎡（少なめ）	6,412円	4,620円		
	35㎡（ふつう）		5,940円		
	45㎡（多め）		6,694円	6,976円	7,260円
3人世帯	30㎡（少なめ）	7,482円	5,280円		
	45㎡（ふつう）		7,260円		
	60㎡（多め）		8,066円	8,652円	9,240円
4人世帯	40㎡（少なめ）	8,550円	6,600円		
	55㎡（ふつう）		8,526円	8,552円	8,580円
	70㎡（多め）		9,256円	9,962円	10,670円
5人世帯	50㎡（少なめ）	9,620円	7,920円		
	65㎡（ふつう）		9,731円	9,842円	9,955円
	80㎡（多め）		10,444円	11,272円	12,100円

【改定のポイント】

- ・従量制の導入により、全体では60％程度の世帯で値下げとなります。
- ・使用水量が多い一部の世帯では値上げになりますが、期間限定で支払額に上限を設け、急激な負担額増加の緩和を図ります。

19 令和4年5月

広報みさと5月号 No.610 18